

【1979年12月】昭和55年度政府予算編成に関して出された大蔵省の提案
大蔵省

昭和55年度政府予算編成に関して出された大蔵省の提案

(1) 昭和54年12月1日厚生省に示した大蔵省の考え方
「老人保険医療制度の改正案」

(2) 昭和54年12月22日大蔵省予算内示に示されたもの
「老人保健医療制度の改正」

(3) 昭和54年12月28日大臣折衝(党三役立会)における
「大蔵大臣と厚生大臣との覚書」

(1) 昭和54年12月1日厚生省に示した大蔵省の考え方

<老人保険医療制度の改正案>

1. 趣旨...今後の本格的な高齢化社会をひかえ、老人保健医療を確保し、安心して老後を迎えられるよう、限られた医療資源の効率的な活用と、増大する費用の公平かつ適正な負担を図ることとし、老人保健医療制度を早急に整備する。

2. 具体案の骨子

(1) 老人医療費についての財政調整

実施主体...国は老人医療費についての財政調整を行う。対象...国保を含む医療保険制度の全保険者を対象とする。財政調整の方法...70歳以上の老人の医療費の70%を各保険者の加入者数で按分する。国庫補助...財政調整の結果、各保険者が負担することとなる老人医療費に対して、各制度ごとの現行補助率で国庫補助を行う。

(2) 老人医療費についての受益者負担の導入...低所得老人については、医療費無料化を継続するとともに、一定水準以上の費用負担能力をもつ老人については適正な受益者負担を導入する。

(3) 保健事業...具体的要求をまっけて検討する。

(4) 国保に対する国庫補助の見直し...国保の医療費に対する国庫補助については老人医療費についての財政調整の結果、軽減される保険料負担を考慮して見直しを行う。

3. 実施時期...事前準備期間等を考慮して55年度のできるだけ早い時期から実施する。

(2) 昭和 54 年 12 月 22 日大蔵省予算内示に示したもの

老人保健医療制度の改正

55 年度の改正 (56 年 1 月実施)

(i) 老人医療費受益者負担の適正化.....一定水準以上の負担能力のある世帯 (扶養義務者の年収が 876 万円以下 305 万円超) の老人について、イ初診時負担 300 円、ロ入院時負担 300 円 / 日、ハ投薬時負担 100 円

(ii) 保健事業の拡充.....具体的には厚生省の要求をまって検討

56 年度の改正

医療保険制度間で負担の不均衡を是正するため老人医療費について財政調整の実施を予定

(3) 昭和 54 年 12 月 28 日大臣接衝 (党三役立会) における大蔵大臣と厚生大臣との覚書

1. 児童手当制度について

児童手当制度については、制度の存廃、費用負担のあり方、所得制限の適正化を含め、その基本的見直しを進め、昭和 56 年度に所要の制度改正の実施を図る。

2. 老人保健医療制度について

老人保健医療制度については、財政調整、受益者負担の導入、保健事業の拡充等を含めその基本的見直しを進め、昭和 56 年度に所要の制度改正の実施を図る。このためできるだけ早い機会に関係審議会に諮問するものとする。

3. 所得制限について

社会保障施策の所得制限全般についても所要の見直しを進め、昭和 56 年度において、その適正化を図る。